

南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟

判決期日について

2021/7/12

1 これはどんな訴訟ですか？

この訴訟は、福島第一原発事故後に国が用いた年間 20 ミリシーベルトという基準による避難解除の是非が直接の争点となる初めての裁判です。2014 年 12 月、政府は、南相馬市の特定避難勧奨地点について、年間積算被ばく線量が 20 ミリシーベルトを下回ることが確実になったとしてすべて解除し、その後順次支援策や賠償を打ち切っています。

地点に指定されていた世帯や近隣の世帯合計 808 名が、解除の取消しなどを求めて、2015 年 4 月・6 月に、国（原子力災害対策現地本部長）を相手取って提訴しました。

2 前提となる事実関係

- 政府は福島第一原発事故後、2011 年 6 月から、避難指示区域以外に「特定避難勧奨地点」を設定。これは、避難指示は出されなかったものの、年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される地点について、政府が世帯単位で指定し避難の支援・促進を行うもの。南相馬市では 153 世帯が指定された（その後 1 世帯は指定取消）。
- 2014 年 12 月、政府（原子力災害現地対策本部）は、年間の積算線量が 20mSv 以下となることが確実であるとして、南相馬市における特定避難勧奨地点 152 世帯すべてについて、同年 12 月 28 日付で解除すると通知した。
- 指定地域の住民は、①いまだに高線量の地点が残っていること、②年間 20mSv は解除基準としては高すぎ子どもを安心して育てることはできないなどとして、地点の解除に反対してきた。
- 訴訟の内容
 - 原告：南相馬市内の特定避難勧奨地点が所在する行政区の区長・住民（2 世帯は鹿島区、その他世帯は原町区）
 - 原告数（2 事件合計）
 - ◇ 指定世帯：94 世帯 415 名（指定世帯の約 62%）
 - ◇ 非指定世帯：112 世帯 393 名
 - ◇ 合計：206 世帯 808 名
 - 地点が指定された行政区の全区長が参加

- 被告：国（原子力災害現地対策本部）
- 裁判所：東京地方裁判所
- 請求の趣旨
 - ①国（原子力災害対策現地本部）による地点解除の取消し／原告らが地点に指定されている地位にあることの確認（行政訴訟）
 - ②国に対し違法な解除によって生じた精神的苦痛への一人10万円の慰謝料請求（国家賠償訴訟）

3 主な争点及びそれに対する双方の主張の概要

① 特定避難勧奨地点の解除が、取消訴訟の対象となる「処分」として認められるかどうか。

【原告の主張】

- 特定避難勧奨地点の解除によって、種々の支援措置などが終了しており、解除による法的効果が認められ、「処分」にあたる。

【被告の主張】

- 特定避難勧奨地点の設定、解除は事実行為に過ぎず、何ら法的効果を有さない。
- 原告の主張している支援措置の終了は、各支援措置を定める法律等の定めに従ってなされているものであって、解除は特定の個人の権利利益に変動を与えるものではなく、「処分」に当たらない。

② 特定避難勧奨地点の解除に違法性が認められるか。

【原告の主張】

- 公衆の被ばく限度が年間1ミリシーベルトを超えないことを確保すべき国の義務に反する。
- 政府が放射線防護の基準として採用している国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に反する。
- 政府が事前に定めた解除の手續（新たな防護措置の実施計画の策定、住民等の意思決定への関与体制の確保）を経ることがないまま解除を強行した。

【被告の主張】

- 本件解除の基準を年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実である場合としたことが科学的知見に照らして合理的であり、国は、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とする法的義務を負っていない。
- ICRP 勧告等の安全基準は、特定避難勧奨地点の解除の裁量判断のために作成された基準ではないため、本件解除の裁量基準とはならない。

- ・国は、本件解除に関して、南相馬市と継続的に協議を行ったほか、自治体・住民の意見や要望に対応して、行政区長に対する説明会、住民に対する説明会を開催し、住民の戸別訪問を行い、線量不安に対する相談窓口を開設する等して、住民の意見を取り入れるための措置を講じてきており、手続的要件を満たしている。

4 訴訟の意義

- ・年間 20mSv を避難基準とする政府の避難政策や避難指示解除を正面から争う初の裁判。
- ・年間 20mSv 基準を今後の事故で引き継がせない。
- ・地点の解除により支援策と賠償が打ち切られ、事実上の帰還の強要がなされる危険性あり。実際には健康への懸念からほとんどの世帯が帰還を希望しない中、支援だけを打ち切ることは不当。
- ・政府による避難指定世帯の 6 割、全行政区長が参加する地域一体での異議申立て

* 訴訟資料は下記のサイトからダウンロードできます。

南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会→「弁護士より」

<http://minamisouma.blogspot.com/>

南相馬避難解除問題弁護士

東京都千代田区九段南 1-6-17 千代田会館 4 階

早稲田リーガルcommons法律事務所気付（担当：福田）

03-6261-2880 / info@chiten-bengodan.net